

【表紙】

【提出書類】 四半期報告書

【根拠条文】 金融商品取引法第24条の4の7第1項

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 平成28年8月10日

【四半期会計期間】 第97期第1四半期
(自 平成28年4月1日 至 平成28年6月30日)

【会社名】 アキレス株式会社

【英訳名】 Achilles Corporation

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 伊藤 守

【本店の所在の場所】 東京都新宿区北新宿二丁目21番1号

【電話番号】 03(5338)9200

【事務連絡者氏名】 取締役経理本部長 藤澤 稔

【最寄りの連絡場所】 東京都新宿区北新宿二丁目21番1号

【電話番号】 03(5338)8112

【事務連絡者氏名】 経理本部副本部長兼経理部長 河野 和 晃

【縦覧に供する場所】 アキレス株式会社関西支社
(大阪市北区中之島二丁目2番7号)
株式会社東京証券取引所
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

第一部 【企業情報】

第1 【企業の概況】

1 【主要な経営指標等の推移】

回次	第96期 第1四半期 連結累計期間	第97期 第1四半期 連結累計期間	第96期
会計期間	自 平成27年4月1日 至 平成27年6月30日	自 平成28年4月1日 至 平成28年6月30日	自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日
売上高 (百万円)	19,965	19,634	88,344
経常利益 (百万円)	391	403	2,394
親会社株主に帰属する 四半期(当期)純利益 (百万円)	1,288	312	2,543
四半期包括利益又は包括利益 (百万円)	1,475	874	1,047
純資産額 (百万円)	44,286	41,934	43,541
総資産額 (百万円)	76,966	75,219	78,007
1株当たり四半期 (当期)純利益金額 (円)	6.96	1.71	13.80
潜在株式調整後1株当たり 四半期(当期)純利益金額 (円)			
自己資本比率 (%)	57.5	55.7	55.8

- (注) 1. 当社は四半期連結財務諸表を作成しているため、提出会社の主要な経営指標等の推移については記載していない。
2. 売上高には、消費税等は含まれていない。
3. 潜在株式調整後1株当たり四半期(当期)純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載していない。

2 【事業の内容】

当第1四半期連結累計期間において、当社グループ(当社及び当社の関係会社)が営む事業の内容について、重要な変更はない。

また、主要な関係会社に異動はない。

第2 【事業の状況】

1 【事業等のリスク】

当第1四半期連結累計期間において、財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の異常な変動等又は、前事業年度の有価証券報告書に記載した「事業等のリスク」について重要な変更はない。

2 【経営上の重要な契約等】

当第1四半期連結会計期間において、新たに締結した経営上の重要な契約はない。

3 【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

文中の将来に関する事項は、当第1四半期連結会計期間の末日現在において当社グループが判断したものである。

(1) 業績の状況

当第1四半期連結累計期間における経済情勢は、国内では雇用・所得環境の改善は継続したが、消費行動には足跡が見られ一部消費財には価格の下落傾向も見受けられた。海外は金融政策正常化の動きもあったが、米国経済が堅調に推移する一方、イギリスの国民投票によるEU離脱問題や、世界各地で多発するテロ行為および新興国・資源国の景気減速は大きな不安材料となった。また、急激な円高は輸出企業の収益圧迫やインバウンド効果の減衰をもたらし、これを一因とする株価下落もさらに個人消費に対するブレーキとなるなど厳しい情勢で推移した。

このような事業環境のもと、当社グループは企業価値の増大を目指して、お客様が求める商品・ブランド力のある商品創りに注力した。具体的には、省エネルギー関連製品、環境対応製品、スポーツ健康関連製品など成長分野とインフラ整備関連分野、およびグローバル化へと積極的な事業展開を推進するとともに徹底したコストダウンに取り組んできた。

その結果、当第1四半期連結累計期間の業績は、売上高19,634百万円(前年同四半期比1.7%減)、営業利益344百万円(前年同四半期比44.5%増)、経常利益403百万円(前年同四半期比3.3%増)、親会社株主に帰属する四半期純利益312百万円(前年同四半期比75.7%減)となった。

セグメントの業績は、次のとおりである。

シューズ事業

高性能スーパーカッション「ソルボセイン」を搭載した「アキレス・ソルボ」や、スポーツシューズの「スポルディング」は好調に推移したが、主力であるジュニアスポーツシューズのトップブランド「瞬足」やキャラクター商品は売上が伸びず、シューズ事業全体では前年売上を下回った。

シューズ事業の当第1四半期連結累計期間の業績は売上高3,496百万円(前年同四半期比3.1%減)、セグメント利益(営業利益)は449百万円(前年同四半期は229百万円)となった。

プラスチック事業

車輻内装用資材は、国内・中国マーケット向けの復調はあったが、北米マーケット向けが減退し、前年売上を下回った。

フィルムの国内事業は、電材用とステッカー用が好調で前年売上を上回った。輸出は、欧州向け窓用は好調だったが、産業用で苦戦し前年売上を下回った。北米事業は、医療用とグラフィック用が好調に推移したが、文具用は苦戦した。農業分野は、生分解用が好調に推移し、前年売上を上回った。

建築資材の床材・壁材は、新柄投入拡大の成果が出て、前年売上を上回った。

引布商品は内需関連で、釣り用ボート、防災用エアテントが伸び悩み、輸出関連も円高の影響で低迷し、前年売上を下回った。

プラスチック事業の当第1四半期連結累計期間の業績は売上高9,125百万円(前年同四半期比0.4%減)、セグメント利益(営業利益)は802百万円(前年同四半期比44.2%増)となった。

産業資材事業

ウレタンは、寝具・雑貨用など主力商品が好調に推移し、前年売上を上回った。

断熱資材は、ボード製品、システム製品が建築向けで低迷、パネル製品は畜産と仮設ハウス向け、スチレン製品はブロックがそれぞれ苦戦し、前年売上を下回った。

工業資材は、静電気対策品が半導体分野向けで海外顧客を中心に新規需要獲得が進んだが、国内向けの主要製品が切替えにより減少し、前年売上を下回った。

産業資材事業の当第1四半期連結累計期間の業績は売上高7,012百万円(前年同四半期比2.6%減)、セグメント利益(営業利益)は527百万円(前年同四半期比31.7%増)となった。

(2) 財政状態の分析

当第1四半期連結会計期間末の財政状態は、総資産は75,219百万円で前連結会計年度末に比較して2,787百万円減少した。

資産の部では、流動資産は48,288百万円となり前連結会計年度末に比較して2,184百万円減少した。これは主に、商品及び製品が434百万円、電子記録債権が399百万円増加したが、受取手形及び売掛金が3,108百万円減少したことによる。固定資産は26,931百万円となり前連結会計年度末に比較して603百万円減少した。これは主に、有形固定資産が329百万円、投資その他の資産が227百万円減少したことによる。

負債の部では、流動負債は24,409百万円となり前連結会計年度末に比較して1,080百万円減少した。これは主に、その他流動負債が232百万円増加したが、支払手形及び買掛金が715百万円、未払金が490百万円減少したことによる。固定負債は8,876百万円となり前連結会計年度末に比較して100百万円減少した。これは主に、退職給付に係る負債が62百万円減少したことによる。

純資産の部は41,934百万円となり、前連結会計年度末に比較して1,606百万円減少した。これは主に、繰延ヘッジ損益が500百万円、為替換算調整勘定が464百万円、利益剰余金が419百万円、その他有価証券評価差額金が324百万円減少したことによる。以上の結果、自己資本比率は55.7%となった。

(3) 事業上及び財務上の対処すべき課題

当第1四半期連結累計期間において、当社グループの事業上および財務上の対処すべき課題に重要な変更および新たに生じた課題はない。

なお、当社は財務および事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針(以下、「会社の支配に関する基本方針」という。)、および当社株式の大規模買付行為に関する対応策(以下、「本プラン」という。)を定めており、その内容等(会社法施行規則第118条第3号に掲げる事項)は次のとおりである。

会社の支配に関する基本方針

当社は、経営の効率性や収益性を高める観点から、専門性の高い業務知識や営業ノウハウを備えた者が取締役就任して、法令および定款の定めを遵守しつつ当社の財務および事業の方針の決定につき重要な職務を担当することが、会社の企業価値ひいては株主共同の利益に資するものと考えている。また、当社は株式の大量取得を目的とする買付が行われる場合において、それに応じるか否かは、最終的には株主の判断に委ねられるべきものと考えており、経営支配権の移動を通じた企業活動の活性化の意義や効果についても、何らこれを否定するものではない。

しかしながら資本市場では、対象となる企業の経営陣との十分な協議や合意のプロセスを経ることなく、一方的に大規模な買付提案またはこれに類似する行為を強行するという動きがある。これら大規模買付や買付提案の中には、株主に株式の売却を事実上強要し株主に不利益を与える恐れのあるもの、買収の提案理由が不明確なもの、対象会社の取締役会や株主が大規模買付の内容等について検討し、あるいは対象会社の取締役会が代替案を提案するための十分な時間や情報を提供しないもの、明らかに濫用目的であるもの等々、対象会社の企業価値ひいては株主共同の利益を毀損する恐れのあるものも少なくない。

当社の財務および事業の方針の決定を支配する者の在り方としては、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を毀損する恐れのある大規模な買付行為や買付提案を行う者は不適切であり、このような者に対しては必要かつ相当な対抗措置をとることにより、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を確保する必要があると考えている。

会社の支配に関する基本方針の実現に資する取組み

イ．経営理念

当社グループは、多数の投資家に中・長期的に当社に投資を継続してもらうために、当社の企業価値ひいては株主の共同の利益を確保、向上させるための取組みとして以下のような施策を実施している。

当社グループは、「お客様の真の満足と感動をいただける価値(製品、サービス、情報)の提供を通して豊かな社会の実現に貢献する」という企業理念の下、多角的に事業展開を図り、各事業がその強みを発揮することで「企業価値の増大」を図り、全てのステークホルダーの期待と信頼に応えていく会社になることを目指し、以下の重要課題に取り組んでいる。

- 1) 生産性の向上
 - ・生産技術力の強化
 - ・生産設備の更新
- 2) 物流システム改革
- 3) 新商品開発 - 製品化のスピードアップ
- 4) 人事組織改革
- 5) 新規基幹情報システム導入
- 6) グローバル戦略の推進

当社は創業以来、プラスチック加工技術力を継続して高め、配合技術・製膜技術・発泡技術・断熱技術・導電化技術など特徴ある技術を開発し、これらを融合・複合化させ新たな商品を提供してきた。消費財としてのシューズ分野への積極的展開、また特に省資源や省エネルギーなど地球環境に配慮した製品を住宅資材(建材用断熱材)、電子材料(半導体製造用フィルム等)への製品化に展開している。また、防災テント、救命用ボートなど災害や新型インフルエンザなどの疫病に備えるための製品やサービスも提供しており、安心できる社会作りに貢献している。

ロ．コーポレートガバナンスの強化充実に向けた取り組み

当社グループは、企業理念として「社会との共生」＝「顧客起点」を基本に企業行動憲章、行動規範を制定し、コーポレートガバナンス(企業統治)の充実に努めている。

また、会社法に定める内部統制構築に関する基本方針により企業統治に関する組織、規定を充実させ企業の透明性・効率性・健全性をより高めるとともに、取締役、監査役の役割の明確化に努め「経営の効率化」、「経営意思決定の迅速化」に注力している。

本プランの内容(会社の支配に関する基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務および事業の方針の決定が支配されることを防止する取組み)

イ．本プランの目的

本プランは、会社の支配に関する基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務および事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組みである。

当社取締役会は、当社株式に対して大規模な買付行為等が行われた場合に、株主が適切な判断をするために、必要な情報や時間を確保し、買付者等との交渉等が一定の合理的なルールに従って行われることが、企業価値ひいては株主共同の利益に合致すると考えている。

このため、以下の内容の大規模買付時における情報提供と検討時間の確保等に関する一定のルール(以下、「大規模買付ルール」という。)を設定し、会社の支配に関する基本方針に照らして不適切な者によって大規模買付行為がなされた場合の対抗措置を含めた買収防衛策として、旧プランを本プランとして更新した。

ロ．本プランのスキームの概要

本プランのスキームの概要は以下のとおりである。

- (a) 本プランは特定株主グループの議決権割合が20%以上となる買付行為を対象とする。
- (b) 本プランを適正に運用するため、当社の業務執行から独立している社外監査役および社外有識者から選任された3名の委員で構成された独立委員会を設置する。当社取締役会は独立委員会の勧告を最大限尊重する。
- (c) 当社取締役会は大規模買付者に意向表明書、必要情報の提出を求める。
- (d) 当社取締役会は、必要情報の提供を受けた後、対価を現金のみとする公開買付による当社全株式の買付の場合は最長60日間、その他の大規模買付行為の場合は最長90日間を当社取締役会による評価、検討、交渉、意見形成、代替案立案のための評価期間として設定する。
- (e) 当社取締役会は、独立委員会の勧告を最大限尊重した上で対抗措置発動または不発動の決議をする。独立委員会が対抗措置の発動について勧告を行い発動の決議について株主総会の開催を要請する場合、または、独立委員会から対抗措置発動の勧告を受けた上で、当社取締役会が株主の意見を反映すべきと判断した場合には、当社取締役会は株主検討期間として最長60日間の期間を設定し、当該株主検討期間中に株主総会を開催する。
- (f) 大規模買付者が大規模買付ルールを遵守しなかった場合には、会社法その他の法律および当社定款が認める対抗措置により大規模買付行為に対抗する場合がある。当社取締役会がとる具体的対抗措置の一つとして、対抗措置としての効果を勘案した条件を付して新株予約権の無償割当てを行う場合がある。
- (g) 大規模買付者が大規模買付ルールを遵守した場合には、当社取締役会は、仮に当該大規模買付行為に反対であったとしても、当該買付提案についての反対意見の表明や、代替案の提示により株主を説得するに留め、原則として対抗措置はとらない。但し、大規模買付ルールが遵守されている場合であっても、当該大規模買付行為が当社に回復し難い損害をもたらすなど、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を著しく損なうと判断される場合には、例外的に当社取締役会は、独立委員会の勧告を最大限尊重し、また、必要に応じて株主総会の承認を得た上で、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を守ることを目的として、買収防衛を行うために必要かつ相当な範囲で、前記(f)の対抗措置の発動を決定することができるものとした。
- (h) 本プランは、平成26年6月27日開催の当社定時株主総会において議案として審議可決され、同日より効力を発生し、その有効期限は平成29年6月開催予定の当社定時株主総会終結の時までとなっている。

本プランの合理性について(本プランが会社の支配に関する基本方針に沿い、当社の企業価値ひいては株主共同の利益に合致し、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではないことについて)

当社では、本プランの設計に際して、以下の諸点を考慮することにより、本プランが前記の会社の支配に関する基本方針に沿い、当社の企業価値ひいては株主共同の利益に合致するものであり、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものとはならないと考えている。

イ．買収防衛策に関する指針の要件を充足していること

本プランは、経済産業省および法務省が平成17年5月27日に発表した企業価値・株主共同の利益の確保または向上のための買収防衛策に関する指針の定める三原則(企業価値・株主共同の利益の確保・向上の原則、事前開示・株主意思の原則、必要性・相当性確保の原則)を充足している。また、本プランは、企業価値研究会が平成20年6月30日に発表した「近時の諸環境の変化を踏まえた買収防衛策の在り方」を踏まえた内容となっている。

ロ．株主共同の利益を損なうものではないこと

本プランは、前記イ．「本プランの目的」に記載のとおり、当社株式に対する買付等がなされた際に、当該買付に応じるべきか否かを株主が判断し、あるいは当社取締役会が代替案を提示するために必要な情報や時間を確保し、または株主のために買付者等と交渉を行うこと等を可能とすることにより、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を確保し、向上させるといった目的をもって更新されたものである。

本プランの更新は、株主の承認を条件としており、株主の意思によっては本プランの廃止も可能であることから、本プランが株主共同の利益を損なわないことを担保していると考えられる。

ハ．株主意思を反映するものであること

本プランは、平成26年6月27日開催の当社定時株主総会において、その更新について株主の意思を確認するため、議案として上程し審議可決された。

また、更新後は本プランの有効期間の満了前であっても、株主総会において本プランを廃止する旨の決議が行われた場合には、本プランはその時点で廃止されることになり、株主の意向が反映される。

ニ．取締役会の恣意的判断の排除

本プランにおける対抗措置の発動は、当社の業務執行から独立している委員で構成される独立委員会へ諮問し、同委員会の勧告を最大限尊重するものとされており、当社の企業価値ひいては株主共同の利益に資するよう、本プランの透明な運用を担保するための手続きも確保されている。

ホ．デッドハンド型買収防衛策ではないこと

本プランは、当社の株主総会において選任された取締役により構成される取締役会によって廃止することが可能である。したがって、本プランは、デッドハンド型買収防衛策(取締役会の構成員の過半数を交代させてもなお、発動を阻止できない買収防衛策)ではない。なお、当社では取締役解任決議要件についても、特別決議を要件とするような決議要件の加重をしていない。

(4) 研究開発活動

当第1四半期連結累計期間の研究開発費の総額は371百万円である。

(5) 主要な設備

当第1四半期連結累計期間において、新たに確定した重要な設備の新設計画は、次のとおりである。

会社名	事業所名 (所在地)	セグメント の名称	設備の内容	投資予定額		資金調達 方法	着手年月	完成予定 年月	完成後の 増加能力
				総額 (百万円)	既支払額 (百万円)				
提出 会社	足利第一工場 (栃木県足利市)	プラスチック 事業	車輦内装用資材製造 設備	389	1	自己資金	平成28年 6月	平成29年 3月	生産能力の 増強
	九州工場 (福岡県飯塚市)	産業資材事業	ウレタン製造設備 及び建物新設	622	4	自己資金	平成28年 5月	平成29年 6月	生産能力の 増強
	足利第二工場 (栃木県足利市)	プラスチック 事業	環境対策設備	509		自己資金	平成28年 6月	平成29年 12月	

前連結会計年度末において計画中であった主要な設備の新設について、当第1四半期連結累計期間に重要な変更があったものは、次のとおりである。

会社名	事業所名 (所在地)	セグメントの名称	設備の内容	投資予定額 (百万円)	着手年月	完成予定年月	完成後の増加能力
提出会社	足利第二工場 (栃木県足利市)	産業資材事業	断熱資材製造設備	370		平成29年5月	生産能力の増強

(注) 前連結会計年度末の計画は、完成予定年月平成29年3月であったが、完成予定年月が変更になった。

第3 【提出会社の状況】

1 【株式等の状況】

(1) 【株式の総数等】

【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	700,000,000
計	700,000,000

【発行済株式】

種類	第1四半期会計期間末 現在発行数(株) (平成28年6月30日)	提出日現在発行数(株) (平成28年8月10日)	上場金融商品取引所 名又は登録認可金融 商品取引業協会名	内容
普通株式	183,627,147	183,627,147	東京証券取引所 市場第一部	単元株式数 1,000株
計	183,627,147	183,627,147		

(2) 【新株予約権等の状況】

該当事項なし。

(3) 【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項なし。

(4) 【ライツプランの内容】

該当事項なし。

(5) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式 総数増減数 (千株)	発行済株式 総数残高 (千株)	資本金増減額 (百万円)	資本金残高 (百万円)	資本準備金 増減額 (百万円)	資本準備金 残高 (百万円)
平成28年6月30日		183,627		14,640		3,660

(6) 【大株主の状況】

当四半期会計期間は第1四半期会計期間であるため、記載事項はない。

(7) 【議決権の状況】

当第1四半期会計期間末日現在の議決権の状況については、株主名簿の記載内容が確認できず、記載することができないので、直前の基準日である平成28年3月31日の株主名簿により記載している。

【発行済株式】

平成28年6月30日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式			
議決権制限株式(自己株式等)			
議決権制限株式(その他)			
完全議決権株式(自己株式等)	(自己保有株式) 普通株式 588,000		
完全議決権株式(その他)	普通株式 181,779,000	181,779	
単元未満株式	普通株式 1,260,147		
発行済株式総数	183,627,147		
総株主の議決権		181,779	

(注) 「単元未満株式」欄の普通株式には、当社所有の自己株式96株が含まれている。

【自己株式等】

平成28年6月30日現在

所有者の氏名 又は名称	所有者の住所	自己名義 所有株式数 (株)	他人名義 所有株式数 (株)	所有株式数 の合計 (株)	発行済株式 総数に対する 所有株式数 の割合(%)
(自己保有株式) アキレス 株式会社	東京都新宿区北新宿二丁目21番1号	588,000		588,000	0.32
計		588,000		588,000	0.32

2 【役員の状況】

前事業年度の有価証券報告書提出日後、当四半期累計期間における役員の異動はない。

第4 【経理の状況】

1. 四半期連結財務諸表の作成方法について

当社の四半期連結財務諸表は、「四半期連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」(平成19年内閣府令第64号)に基づいて作成している。

2. 監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第1四半期連結会計期間(平成28年4月1日から平成28年6月30日まで)及び第1四半期連結累計期間(平成28年4月1日から平成28年6月30日まで)に係る四半期連結財務諸表について、有限責任監査法人トーマツによる四半期レビューを受けている。

1 【四半期連結財務諸表】
(1) 【四半期連結貸借対照表】

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (平成28年3月31日)	当第1四半期連結会計期間 (平成28年6月30日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	7,957	7,732
受取手形及び売掛金	26,966	23,857
電子記録債権	987	1,387
商品及び製品	9,410	9,845
仕掛品	1,480	1,653
原材料及び貯蔵品	1,801	2,002
繰延税金資産	918	1,150
その他	1,005	793
貸倒引当金	54	134
流動資産合計	50,473	48,288
固定資産		
有形固定資産		
建物及び構築物（純額）	7,734	7,589
機械装置及び運搬具（純額）	5,103	4,889
土地	4,940	4,934
建設仮勘定	38	102
その他（純額）	576	547
有形固定資産合計	18,393	18,063
無形固定資産	539	493
投資その他の資産		
投資有価証券	4,093	3,631
退職給付に係る資産	1,780	1,953
繰延税金資産	2,058	2,117
その他	723	725
貸倒引当金	54	53
投資その他の資産合計	8,601	8,374
固定資産合計	27,534	26,931
資産合計	78,007	75,219

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (平成28年3月31日)	当第1四半期連結会計期間 (平成28年6月30日)
負債の部		
流動負債		
支払手形及び買掛金	14,589	13,873
短期借入金	2,315	2,318
未払金	3,876	3,385
未払法人税等	279	169
その他	4,430	4,662
流動負債合計	25,489	24,409
固定負債		
長期借入金	3,000	3,000
長期未払金	9	9
繰延税金負債	470	440
退職給付に係る負債	5,073	5,010
資産除去債務	356	363
P C B廃棄物処理引当金	66	51
固定負債合計	8,976	8,876
負債合計	34,466	33,285
純資産の部		
株主資本		
資本金	14,640	14,640
資本剰余金	9,742	9,742
利益剰余金	18,055	17,635
自己株式	81	81
株主資本合計	42,357	41,937
その他の包括利益累計額		
その他有価証券評価差額金	1,056	732
繰延ヘッジ損益	388	889
為替換算調整勘定	888	423
退職給付に係る調整累計額	373	270
その他の包括利益累計額合計	1,183	3
純資産合計	43,541	41,934
負債純資産合計	78,007	75,219

(2) 【四半期連結損益計算書及び四半期連結包括利益計算書】

【四半期連結損益計算書】

【第1四半期連結累計期間】

	(単位：百万円)	
	前第1四半期連結累計期間 (自平成27年4月1日 至平成27年6月30日)	当第1四半期連結累計期間 (自平成28年4月1日 至平成28年6月30日)
売上高	19,965	19,634
売上原価	15,900	15,530
売上総利益	4,064	4,104
販売費及び一般管理費		
運送費及び保管費	1,275	1,215
広告宣伝費及び販売促進費	256	238
貸倒引当金繰入額	4	79
給料手当及び福利費	1,477	1,416
退職給付費用	54	102
旅費交通費及び通信費	171	153
減価償却費	82	49
その他	511	503
販売費及び一般管理費合計	3,826	3,759
営業利益	238	344
営業外収益		
受取利息	1	0
受取配当金	24	26
還付消費税等	24	
持分法による投資利益	43	34
為替差益	7	
不動産賃貸料	20	17
その他	56	62
営業外収益合計	178	141
営業外費用		
支払利息	15	9
為替差損		51
その他	10	20
営業外費用合計	26	82
経常利益	391	403
特別利益		
固定資産売却益	1,811	0
補助金収入		58
保険差益	0	
特別利益合計	1,811	58
特別損失		
固定資産売却損	97	
減損損失	129	
固定資産除却損	7	12
特別損失合計	234	12
税金等調整前四半期純利益	1,968	449
法人税、住民税及び事業税	354	160
法人税等調整額	326	23
法人税等合計	680	136
四半期純利益	1,288	312
非支配株主に帰属する四半期純利益		
親会社株主に帰属する四半期純利益	1,288	312

【四半期連結包括利益計算書】

【第1四半期連結累計期間】

(単位：百万円)

	前第1四半期連結累計期間 (自平成27年4月1日 至平成27年6月30日)	当第1四半期連結累計期間 (自平成28年4月1日 至平成28年6月30日)
四半期純利益	1,288	312
その他の包括利益		
その他有価証券評価差額金	183	324
繰延ヘッジ損益	16	500
為替換算調整勘定	22	384
退職給付に係る調整額	7	102
持分法適用会社に対する持分相当額	2	80
その他の包括利益合計	187	1,186
四半期包括利益	1,475	874
(内訳)		
親会社株主に係る四半期包括利益	1,475	874
非支配株主に係る四半期包括利益		

【注記事項】

(会計方針の変更)

(平成28年度税制改正に係る減価償却方法の変更に関する実務上の取扱いの適用)

法人税法の改正に伴い、「平成28年度税制改正に係る減価償却方法の変更に関する実務上の取扱い」(実務対応報告第32号 平成28年6月17日)を当第1四半期連結会計期間に適用し、平成28年4月1日以後に取得した建物附属設備及び構築物に係る減価償却方法を定率法から定額法に変更している。

これによる損益に与える影響は軽微である。

(追加情報)

(繰延税金資産の回収可能性に関する適用指針の適用)

「繰延税金資産の回収可能性に関する適用指針」(企業会計基準適用指針第26号 平成28年3月28日)を当第1四半期連結会計期間から適用している。

(四半期連結損益計算書関係)

減損損失

当社グループは以下の資産グループについて減損損失を計上している。

前第1四半期連結累計期間(自平成27年4月1日至平成27年6月30日)

用途	種類	場所
遊休資産	建物及び土地	埼玉県ふじみ野市

当社グループは、管理会計上の事業区分をもとに資産のグルーピングをしている。また、遊休資産については個別物件単位でグルーピングを行っている。

上記、埼玉県ふじみ野市の資産について、遊休状態にあり、将来の用途が定まっていないため、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失(129百万円)として特別損失に計上している。その内訳は、建物及び構築物98百万円、土地30百万円、その他0百万円である。

なお、当該資産の回収可能価額は正味売却価額により測定しており、備忘価額により評価している。

当第1四半期連結累計期間(自平成28年4月1日至平成28年6月30日)

該当事項なし。

(四半期連結キャッシュ・フロー計算書関係)

当第1四半期連結累計期間に係る四半期連結キャッシュ・フロー計算書は作成していない。なお、第1四半期連結累計期間に係る減価償却費(のれんを除く無形固定資産に係る償却費を含む。)及びのれんの償却額は、次のとおりである。

	前第1四半期連結累計期間 (自平成27年4月1日 至平成27年6月30日)	当第1四半期連結累計期間 (自平成28年4月1日 至平成28年6月30日)
減価償却費	612百万円	597百万円
のれんの償却額	8百万円	8百万円

(株主資本等関係)

前第1四半期連結累計期間(自 平成27年4月1日 至 平成27年6月30日)

1. 配当金支払額

(決議)	株式の種類	配当金の総額	1株当たり 配当額	基準日	効力発生日	配当の原資
平成27年6月26日 定時株主総会	普通株式	740百万円	4円	平成27年3月31日	平成27年6月29日	利益剰余金

2. 基準日が当第1四半期連結累計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当第1四半期連結会計期間の末日
後となるもの

該当事項なし。

当第1四半期連結累計期間(自 平成28年4月1日 至 平成28年6月30日)

1. 配当金支払額

(決議)	株式の種類	配当金の総額	1株当たり 配当額	基準日	効力発生日	配当の原資
平成28年6月29日 定時株主総会	普通株式	732百万円	4円	平成28年3月31日	平成28年6月30日	利益剰余金

2. 基準日が当第1四半期連結累計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当第1四半期連結会計期間の末日
後となるもの

該当事項なし。

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

前第1四半期連結累計期間(自 平成27年4月1日 至 平成27年6月30日)

1. 報告セグメントごとの売上高及び利益又は損失の金額に関する情報

(単位：百万円)

	シューズ 事業	プラスチック 事業	産業資材 事業	計	調整額 (注1)	四半期連結 損益計算書 計上額 (注2)
売上高						
外部顧客への売上高	3,606	9,160	7,199	19,965		19,965
セグメント間の内部 売上高又は振替高		40	139	180	180	
計	3,606	9,200	7,338	20,145	180	19,965
セグメント利益	229	556	400	727	488	238

(注) 1. セグメント利益の調整額 488百万円は、各報告セグメントに配分していない全社費用(一般管理費)である。

2. セグメント利益は、四半期連結損益計算書の営業利益と調整を行っている。

2. 報告セグメントごとの固定資産の減損損失又はのれん等に関する情報

(固定資産に係る重要な減損損失)

各報告セグメントに配分していない全社資産において、埼玉県ふじみ野市の資産について、遊休状態にあり、将来の用途が定まっていないため、減損損失を計上している。なお、当該減損損失の計上額は、当第1四半期連結累計期間においては129百万円である。

当第1四半期連結累計期間(自 平成28年4月1日 至 平成28年6月30日)

1. 報告セグメントごとの売上高及び利益又は損失の金額に関する情報

(単位：百万円)

	シューズ 事業	プラスチック 事業	産業資材 事業	計	調整額 (注1)	四半期連結 損益計算書 計上額 (注2)
売上高						
外部顧客への売上高	3,496	9,125	7,012	19,634		19,634
セグメント間の内部 売上高又は振替高		39	127	167	167	
計	3,496	9,165	7,140	19,801	167	19,634
セグメント利益	449	802	527	879	535	344

(注) 1. セグメント利益の調整額 535百万円は、各報告セグメントに配分していない全社費用(一般管理費)である。

2. セグメント利益は、四半期連結損益計算書の営業利益と調整を行っている。

2. 報告セグメントごとの固定資産の減損損失又はのれん等に関する情報

該当事項なし。

(1株当たり情報)

1株当たり四半期純利益金額及び算定上の基礎は、以下のとおりである。

項目	前第1四半期連結累計期間 (自平成27年4月1日 至平成27年6月30日)	当第1四半期連結累計期間 (自平成28年4月1日 至平成28年6月30日)
1株当たり四半期純利益金額	6円96銭	1円71銭
(算定上の基礎)		
親会社株主に帰属する四半期純利益金額(百万円)	1,288	312
普通株主に帰属しない金額(百万円)		
普通株式に係る親会社株主に帰属する 四半期純利益金額(百万円)	1,288	312
普通株式の期中平均株式数(千株)	185,067	183,038

(注) 潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載していない。

(重要な後発事象)

(自己株式の取得)

当社は、平成28年8月8日開催の取締役会において、会社法第165条第3項の規定により読み替えて適用される同法第156条の規定に基づき自己株式取得に係る事項について決議した。

1. 自己株式の取得を行う理由

経営環境の変化に対応した資本政策の遂行および株主の皆様への利益還元のため、自己株式を取得するものである。

2. 取得内容

- (1) 取得する株式の種類 普通株式
- (2) 取得する株式の総数 9,000,000株(上限)
(発行済株式総数(自己株式を除く)に対する割合4.92%)
- (3) 株式の取得価額の総額 1,800,000,000円(上限)
- (4) 取得期間 平成28年8月9日～平成29年8月8日
- (5) 取得方法 東京証券取引所における市場買付

(注) 平成28年6月29日開催の当社第96回定時株主総会で、株式併合に関する議案(10株を1株に併合)をご承認いただいたことに伴い、その効力発生日である平成28年10月1日以降、上記(2)取得する株式の総数9,000,000株は900,000株と読み替えることになる。

2 【その他】

該当事項なし。

第二部 【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項なし。

独立監査人の四半期レビュー報告書

平成28年 8 月 8 日

アキレス株式会社
取締役会 御中

有限責任監査法人 トーマツ

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 津 田 良 洋 印

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 美 久 羅 和 美 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられているアキレス株式会社の平成28年4月1日から平成29年3月31日までの連結会計年度の第1四半期連結会計期間(平成28年4月1日から平成28年6月30日まで)及び第1四半期連結累計期間(平成28年4月1日から平成28年6月30日まで)に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書、四半期連結包括利益計算書及び注記について四半期レビューを行った。

四半期連結財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して四半期連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない四半期連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した四半期レビューに基づいて、独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。

四半期レビューにおいては、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続が実施される。四半期レビュー手続は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べて限定された手続である。

当監査法人は、結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

監査人の結論

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、アキレス株式会社及び連結子会社の平成28年6月30日現在の財政状態及び同日をもって終了する第1四半期連結累計期間の経営成績を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 1 上記は四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(四半期報告書提出会社)が別途保管している。

2 XBRLデータは四半期レビューの対象には含まれていない。